

# 地方自治こわす自民党の「憲法改正草案」

## 憲法尊重・擁護を宣誓した私たちの目線で考えてみましょう

自治労連埼玉県本部

自民党憲法改正草案(以下「草案」)は、2012年4月27日に発表されました。

現行憲法は、「国民主権」のもとで、国が実現すべき理想と目的として「平和主義」、「基本的人権保障」を掲げ、その実現のために「議会制民主主義」「地方自治」を据えています。

ところが草案は、日本国憲法のこの5つの原則「国民主権」「平和主義」「基本的人権保障」「議会制民主主義」「地方自治」を大きく変質させ、立憲主義にもとづく憲法とはおよそ言いがたいものになってしまっています。

そもそも立憲主義に立った憲法とは「国民が権力(政府等)をしばるためのものであるもの」であり、そうした憲法をもつことが近代の民主主義国家と認められる前提であったはずで

ところが、草案では逆に「権力(政府等)が国民をしばるためのもの」に転換させてしまっています。そこから国民よりも国家を優先させ、政府・行政が国民に対して様々な義務を課す条項が盛り込まれたものになっています。

特に、私たちと関わりの深い「第8章 地方自治」は全文改定です。

地方自治は、国民主権、基本的人権保障、平和主義実現の土台をなすものです。草案は、この地方自治を大きく後退させようとしています。

現行憲法のもとで、「憲法を尊重・擁護すること」を宣誓し、住民全体の奉仕者として住民の福祉の向上のために働くことを喜びとしてきた自治体労働者は、その後退を受け入れることができないはずで

私たちの見解として、地方自治の分野に限って、自民党が地方自治体をどのように変えようとしているのか、その危険な姿を明らかにします。自治体労働者はじめ多くのおみなさんの議論の素材にしていただければ幸いです。

## 1. 地方自治を後退・骨抜きにする草案の本質と仕組み

(1) 草案92条1項は「地方自治の本旨」を言葉たくみに変質

地方自治の本旨 = 「住民自治と団体自治」の定義は無くなっています

現行憲法第8章の総則部分とされる92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて～」となっています。

そこで、草案はその「地方自治の本旨」という文言が無定義で用いられていたため「明確化を図りました」(自民党日本国憲法改正草案Q&A:以下「Q&A」)と説明しています。

たしかに、現行憲法条文の中に「地方自治の本旨は住民自治・団体自治ですよ」と、文言では明確化されていません。しかし、政府解釈でも学説でも、戦後の地方自治拡充の実践的などりくみの中でも「地方自治の本旨」とは「住民自治」と「団体自治」であることが定着しています。それを、草案では「明確化」を口実に、「住民自治」と「団体自治」の用語を抹消し、「地方自治の本旨」を現行憲法における解釈とは全く異なる概念にしてしまっています。

「住民 = 主権者」と「住民 = 参画者」では大違い～すり替えに用心を  
草案 92 条 1 項は「地方自治は、住民の参画を基本として、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施する～」としています。うっかりすると、そのまま読み過ごしてしまいそうですが、とんでもないすり替えがあります。

国の主権者が国民であるように、自治体においては、主権者は住民です。ところが、草案のように地方自治の定義で「住民は参画者」にするとどうなるでしょう。広辞苑によると「参画」とは「計画の（立案）に加わること」となっています。大辞林でも「（政策や事業などの）計画に加わること」となっています。参画とは、別に主体があって、それに加わる概念です。しかし、住民は地方自治の主権者そのものであって、お客様ではないはずで

「主権者」を単なる「参画者」と定義することを通じて、住民から主権者の地位を奪ってしまっています。ここには、住民主権よりも国や行政組織を優先する理念がひそかに持ち込まれているのではないのでしょうか。

地方自治を「身近な行政」に限定してしまっています

草案 92 条 1 項が定義する「地方自治」とは、もう一つ「住民に身近な行政を～実施することを旨として行う」としています。

これまで「団体自治」を解釈するのに、地方自治体の役割が「身近な行政」だけに限定されることはありませんでした。現実に地方から国に対して首長・議会等からも様々な提案・主張がされ、国政へのチェック機能、権力分散の役割を果たしてきたはずで

後で、草案 95 条の部分でもふれませんが、最高裁の判例をかりれば、地方自治体とは「相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を付与された地域団体」（最大判 1963・3・27）と表現される、国からは一定の独立した存在であったはずで

草案では、地方自治の範囲を「身近な行政」に限定し、各自治体が行ってきた「地球環境」「人権・民主主義」「平和・自治体外交」「核兵器廃絶」などに関わる、地方の「自治団体」としての行為を制限する意図が見てとれます。  
権力の中央集中によって戦争を止められなかった反省に立って、権力を分散させ、国民主権、平和主義、基本的人権保障を担ってきた「団体自治」を制約・限定化することは現行憲法の本質を大きく変更するものです。

このことは、自治体労働組合関係者だけでなく、地方自治を担ってきた首長、議会関係者、当局幹部のみなさんにもしっかり研究していただきたいことです。

(2) 草案 92 条 2 項は「基本的人権保障」と「立憲主義」を空洞化

2 項でも「地方自治の本旨」を変質させています

草案 92 条 2 項では「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う」としています。

この 2 項も第 8 章の総則部分とするならば、「地方自治体」「住民」「役務の提供」「負担分担義務」の関係を新たに定義していることとなります。新たに定義するからには改憲草案がどのような地方自治を想定しているかが明らかにされる部分です。

結論から言えば、前述の「住民を参画者」にしたのと同様に、「地方自治体を単なる役務の提供者」にし、「住民を単なる役務の受益者」にしてしまい、その対価として「負担分担義務」を負わせる関係にしてしまっています。自民党は地方自治体をサービス供給団体とし、住民をサービス購入者として位置づけているようです。

住民は主権者として、主権者の権利を実現するために、地方自治を通じて自治体の政策・施策を決定し、自治団体として必要な手立てを自治体内だけでなく国等にも求め、自律的に実現していく主体者であるはずですが、

それを総則部分で「住民自治」「団体自治」の用語も理念も抹消してしまっ

国民の基本的人権に対する国・自治体の責任を曖昧にしています

草案 92 条 2 項に定義された、「負担を公平に分担する義務」は現行憲法第 8 章には存在しない理念です。ここでも地方自治の本旨を定義するとしつつ、現行憲法とはまったく異なる理念を草案にもぐりこませています。

ア)「Q & A」では「現行憲法の～～天賦人権説に基づいて規定されている～～規定は改める必要があると考えました」とあるように、草案は人が生まれながらにして持つ権利を否定し、自然権を認めない考え方を地方自治の定義にも持ち込もうとしています。

イ) そうなると、基本的人権保障や社会保障の根本理念が崩れることとなります。その結果は「公平負担」の名のもとに受益者負担が拡大され、国・行政(権力)の財政支出は削減されますが、国民の権利は「自己責任」のもとに抑制され、人間として生きる権利も極限まで縮小されることとなります。

つまり、役務の提供に対する対価を払えない者は、それなりの役務の提供だけしか保障されないという考え方です。現行憲法 25 条の理念が崩されてしまっています。そして、国が実現すべき理想と目的の一つである基本的人権保障のために据えられた「第 8 章地方自治」は単なる地方行政組織、サービス供給事務組織に変質させられてしまっています。

ウ) 憲法における権利と義務は商取引における債権債務とは異なって、国民には生まれながらにして持つ権利があり、義務を果たした者だけが権利を保

障されるという関係ではありません。

そもそも憲法に「国民の国に対する義務」を規定する条項は不要です  
立憲主義にもとづく憲法は「国民が権力（政府等）をしばるもの」であって  
「権力（政府等）が国民をしばるものではない」ことを再確認して、この草案  
が近代の立憲主義を逸脱したものであることも指摘しておきます。

この様な憲法草案が具体化されることにでもなれば、もはや近代の民主的国  
家とは世界に認められなくなってしまいます。

「権利に対して義務を果たすべき」の落とし穴に用心を

「Q & A」には現行憲法でも「教育の義務」「勤労の義務」「納税の義務」が  
規定されており、国民の義務も憲法に規定されるべきである、などと書かれて  
あります。案外、おちいり易い落とし穴であり、少々説明します。

ア) 現行憲法 30 条には納税の義務が規定されています。しかし、それは国や  
地方自治体からの給付に対し、その受益分の負担の義務を国や地方自治体  
が国民に求める規定ではありません。

国民が主権者として支配する国の財政を維持することは、「国民」の責任  
であるとする趣旨であり、サービスの対価を求める仕組みではありません。

イ) 現行憲法 26 条 2 項の教育を受けさせる義務は、保護者たる国民がその保  
護する子ども達に対して負う義務であって、国民が国に対して負う義務で  
はありません。

ウ) 勤労の義務も、勤労の能力も機会もあるのに勤労しない者には、生存権  
や労働権に関する法的な効力が及ばないとする趣旨で解釈されています。  
草案が言うような、国が国民に義務として勤労を強制することを認めた条  
項ではありません。

エ) 現行憲法に義務的（自制的）条項があるのは 12 条の「この憲法が国民に  
保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなけ  
ればならない～～濫用してはならない～～公共の福祉のためにこれを利用  
する責任を負う」とあるだけです。

それは、国民に与えられた権利を実現しなければならないとする崇高な  
義務であって、国が国民に義務を求めているものではありませんし、まし  
てや、国や地方自治体の行政サービスに対する負担の分担を義務づける草  
案の卑俗な発想とは根本的に異なるものです。

オ) それでも受益に対する負担の規定が必要だとする論に対しては、少なく  
とも「役務の提供」に対する「負担の分担」を定めるとすれば、それは憲  
法事項ではなく法律事項であることも付け加えておきます。

### ( 3 ) 草案 93 条では「道州制」に道をひらいている

草案93条1項は、「地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める」としています。

草案「Q & A」では道州制を想定した改憲案であることを告白

草案は「広域自治体」を憲法に明記しています。現行憲法では、どのような地方自治体にするかは地方自治法で定めており、「普通地方公共団体は都道府県及び市町村とする」ことだけを定めています。これを草案は「基礎地方自治体」と「これを包括する」「広域地方自治体」と定めようとしています。

あえて「包括する」としたのは、現在の市町村と都道府県を想定しているのではなく、経済への貢献（財政投入と市場開放）と効率優先の行政体制改革を求める財界の意向が色濃く反映され、より大規模な道州制の導入を想定した憲法改正をめざしているからにほかなりません。

現行憲法では、改正なしに道州制の導入は違憲であるとする説と、地方自治の本旨に反しない限り立法政策の問題とする説に分かれている中で、「Q & A」では「道州制はこの草案の広域地方自治体に当たり、この草案のままでも～～立法措置により道州制の導入は可能である」と自らの狙いを告白しています。

草案では最高裁が定義した地方自治体とも異なってしまいます

はたして、道州制を含めた「広域地方自治体」のような大規模なものが地方自治体と言えるのでしょうか。最高裁判例（最大判1963・3・27）では「地方公共団体といい得るためには～～事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもつているという社会的基盤が存在し」ていることを求めています。

この趣旨からすれば、「包括する」「道州」が地方自治体と位置付ける説明・解釈は無理です。地方自治体に道州まで含めると、最高裁の想定した地方自治体とは異なってしまいます。

### ( 4 ) 草案 93 条 3 項には「協力」の名による「強制」が潜入

草案93条3項では「国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない」となっています。これは、とんでもない国から地方への強制を可能にするロジックです。うかり見過ごすわけにはいきません。

法律を制定するのは国会です。内閣が提案する閣法にしる、議員立法にしる、国が定めた法律にもとづいて、地方が法律の範囲内で自主・自治的に判断し、役割を發揮することはあります。しかし、「協力しなければならない」と定めることは別問題です。義務規定を設けて地方自治体が「協力を強要」されては地方自治が狭められてしまいます。後で述べる自治立法・自治行政・自治財政権とのかかわりで、この様な義務を憲法で定める必要はありません。

2005年に、国策として市町村合併を推進するために、総務省が「自主的な市町村の合併を全国的に推進していく」という、「市町村の自主（自治）」と言い

ながら「国が推進する」という日本語としては意味の通らない文書（「自主的な市町村の合併を推進するための指針」）を当時の麻生総務大臣名で各都道府県・市町村に発して、合併を迫ったことがありましたが、それを憲法次元の論理にするのは危険極まりないことです。

#### （５）草案94条で狭められる「自治立法」の権能

議会の役割を狭めることは「団体自治」を後退させます

現行憲法では「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」として、議事の内容を広く捉えています。ところが、草案94条1項では、「地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する」となっています。

「条例その他重要事項」と議事の範囲を限定的に規定し、議会の役割を狭くしているところが大きな問題です。草案93条3項で国と地方自治体の役割分担が設けられ、さらに、草案94条1項によって議会の議決事項を制限することで、国に対する地方の意志を表明することが制限されたり、独自の施策を展開することに制約を受けたりすることになれば、国から独立した地方自治体として現憲法上保障されてきた「団体自治」が大きく制約を受けることとなります。

外交・防衛はじめ、地方の様々な意志の反映を保障すべきです

役割分担としては国に関わる事項であっても、地方にも関係することについては、当然にも議会の意見表明、住民意志の表明としての議会の議決は尊重されなければならなりません。

もちろん、国の役割とされるであろう外交・防衛についても地方の意志が反映される仕組みを保障すべきです。草案は地方の意志表明、自治立法権を後退させるものでしかありません。

#### （６）草案95条では「自治財政」「自治行政」の権能まで抹消

地方自治から重要な権能を、こっそり抹消しています

現行憲法94条には「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、行政を執行し、法律の範囲内で条例を制定する」とあります。ところが、草案95条では「財産の管理」と「行政の執行」が削除されて、「事務の処理」と「条例の制定」だけになっています。

「Q & A」では「地方自治体の条例が法律の範囲内で制定できることについては、変更しませんでした」とあるだけで、「財産の管理」「行政の執行」を削除したことについては何も説明していません。

しかし、現行憲法92条の「地方自治の本旨」を背景に、94条に「財産の管理」「行政の執行」があるのは、そこに地方自治に司法権を除く行政・財政・立法の権能を保障しているからだとして解釈されてきました。その根本を外してしまうのですから重大な変質です。それをサラッと流してしまっています。

なお、現行憲法の「行政を執行し」が権力的・統治的なものを指し、「事務を処理し」は「非権力的なものを指す」と解釈されており、草案に残された「事務を処理する権能を有し」の解釈によっては更に重大な後退になります。

先の草案94条による自治立法権の制限と合わせれば、基本的に現行憲法が保障している自治の権能を抹消してしまったと言っても過言ではありません。

最高裁が定義した地方自治体と比べれば権能はく奪は一目瞭然です

自治体の役割を「行政事務処理」だけに限定し、全国または地方の独自課題、例えば、環境保護、国土保全、人口対策、格差是正、原発問題などへの「社会的役割の発揮」の機能を否定してしまっています。

ここでも、草案93条1項と同様に、最高裁判例（最大判1963・3・27）を引用すれば、地方公共団体といい得るためには、「現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とするものというべきである」との見解とは異なる規定を盛り込もうとしています。

#### （7）草案96条では「自治」の名で財政通じて「自治機能」を後退

地方財政を自主財源に限定されては自治が機能しなくなります

草案96条は新設で、その1項で「地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課する地方税とその他の自主的な財源をもって充てる」となっています。「Q & A」では、自主的な財源の中には地方交付税も含まれるとしています。

しかし、草案93条3項で国と地方の役割分担を定めるとしているものの、具体的な分担は法律事項のため定かではなく、それをふまえた税配分も明らかでなく、地方交付税にいたっては近年の改革で国の政策への誘導財源に変質している側面もあります。憲法で地方財源を限定し、「自主財源」でまかなうことが原則にしてしまうこと自体が乱暴すぎます。

結局は自治体に「自己責任」で財政に見合った行政を求めている

草案96条を一言でいえば、地方は地方で自分の財源を確保しろ、自分の財源でやれないのは自己責任であり、自分たちで財源確保をしろ、そのために「条例の定めるところにより課する」を草案に入れておいたから、議会は課税増したり受益者負担を増したりする議決をすればよい、ということです。

地方自治体の財源が地方税中心ということになれば、地域間において格差が生じることは明白です。このような格差は、行政の水準に大きな格差をもたらします。財政力の弱い自治体には、人が住み続けることが困難になり、地域の崩壊にもつながりかねません。

現行憲法では「どの地域に住んでいても、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を国が保障しなければならないとしています。その国の責任はどこへ行ってしまったのでしょうか。

## 2 . 草案がめざす地方自治の危険な未来像とは

### ( 1 ) 中央集権化を基調にした地方「自治」を目指している

地方自治の歴史的役割を再確認すると

地方自治が現行憲法第 8 章に盛り込まれた背景には諸説あります。私たちは、中央集権の弊害を抑制し、分権の効果を活かし、民主主義を暮らしに根付かせることにあったと考えています。

大日本帝国憲法のもとでは、法令による地方制度はあっても、憲法に地方自治も地方自治制度もありませんでした。その結果は権力が一部に集中してしまい、最終的には軍部の暴走をまねく結果となりました。

ただし戦争体制がつくられるには軍部の暴走だけでなく、教育やメディアによる思想・情報統制、国民生活の疲弊にもかかわらず税財政を戦費につぎ込む体制、年少者や女性も含めて戦争経済に労働力を集中する体制、そして実際に兵隊を招集する実務体制など必要であり、それらの多くに地方行政が重要な推進者の役割を果たさなければできないことでした。

戦後は、こうした反省に立って、地方自治による民主主義の発露がめざされ、また国から独立した地方自治の存在によって国政を監視する機能が高められてきました。

地方自治の機能を後退させて中央集権化を進める自民党改憲草案

その流れを、草案ではまったく逆流させて、中央から独立した団体自治の存在を嫌い、地方には身近な行政の担い手として、非権力的な行政事務はより多く担ってほしいが、国に対して余計なことを言ったり、国が求める以上の行政をしたりするのは遠慮すべきであるという考え方になっています。ただし、勝手なことはやるなとは言えないので、地方財政を縮減しつつ、やりたいならご自分で財源確保をしてどうぞ、という仕組みを作り上げようとしています。

しかも、それを露骨にやったのでは、かつての自民党が言ってきた「分権化の時代」とは異なってしまいうため、表向きは「分権」を表明しつつ、実は地方自治の機能を後退させて、中央集権化を強める体制を目指しています。そんな社会の姿を具体化するのが自民党憲法改正草案に他なりません。

### ( 2 ) 地方自治体を「公共の福祉」の守り手から「国家秩序」の守り手へ

「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に置き換える意味

草案では、現行憲法「第 3 章国民の権利及び義務」の 12 条、13 条、22 条、29 条にある「公共の福祉」の用語を全て削除し、「公益及び公の秩序」の用語に置き換えています。

現行憲法の「公共の福祉」は、用語が使われる各条項で複数の解釈がされるなど、これが「公共の福祉」と解釈する明確な答えはありませんでした。そこ

で草案は、「地方自治の本旨」同様に意味を明確にするとしながら、実はこれまでの解釈とは異なることを定義しています。

現在は、基本的人権は最大限尊重されること、そして過剰な制約は禁止されるという前提のもとに、他の人権と人権が衝突する場合には、それを調整するために「公共の福祉」があり、抽象的に言えば「国民の共同の幸福」で調整されるというのが一般的な解釈でした。この解釈ならば、人権と人権が相互に衝突する場合以外にも広く「公共の福祉」が説明できる概念でした。だから、あえて「公益及び公の秩序」などに置き換えなくても良かったわけです。それをなぜ置き換えたか。

草案はまったく別の概念を持ち込みたかったからです。それは2005年発表の自民党新憲法起草委員会第1次素案には「公益及び公の秩序」＝「国家の安全と社会秩序を維持する概念」と説明されていたことから判明します。つまり、草案の言う「公益」は、「国民共同の利益」ではなく「国家の利益を維持する概念」と定義していることになります。そして、「公の秩序」は、「国民の安全」ではなく「国家の利益を守る社会秩序」ということになります。

そうすると、前提となるはずの「基本的人権は最大限尊重、過剰な制約は禁止」という根本原則は後景に追いやられてしまいます。「公益及び公の秩序」＝「国家の利益を守る社会秩序」が優先される価値とされ、そのほかの憲法上の権利の保障は、その下位に置かれることになってしまいます。それは戦前の大日本国帝国憲法への逆戻りです。2000年代に入る前の自民党の見解とも異なる復古調で全体主義的な憲法改正草案になっています。

地方自治も「公益及び公の秩序に反しない限り」になる

問題は、地方自治体も「公益及び公の秩序」を守ることが役割であり、自治体労働者の仕事になってしまうことです。地方自治の本旨も、「公益及び公の秩序に反しない限り」という制約の下におかれてしまいます。

そこで気づいてください。前述のとおり草案の「地方自治の本旨」からは「住民自治」も「団体自治」もすでに抹消されていることを説明したとおりです。地方自治の権能から自治財政・自治行政権は抹消され、自治立法権には制限がつけられたことも説明しました。

つまり、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に置き換えることと地方自治を変質させることは一体で進められており、草案がめざす危険な地方自治の未来像が見えてきます。

(3) 草案がめざすのは、近代の立憲主義を壊し専制時代への逆戻り

冒頭で「立憲主義」とは「国民が憲法で権力（政府等）をしばる」ものであって「権力（政府等）が憲法で国民をしばる」ものではないと述べました。

しかし、草案がめざす地方自治の未来像では、国民への義務が課され、地方自治による国への監視機能・抑止力は様々な制限をされています。権力（政府）

へのしばりをゆるめて、国民へのしばりを強化しています。

これでは近代の立憲主義にもとづく憲法とは言えないのではないのでしょうか。13世紀のイギリスで、国王の専横をしばるためにマグナ・カルタが制定され、18世紀のアメリカ独立戦争後の合衆国憲法を制定する際に「人権の保障」を盛り込んだ、世界で最初の成文立憲主義憲法がつくられ、間もなく「国民主権」「基本的人権保障」が明記されたフランス人権宣言がつくられ、その後の歴史の中で立憲主義憲法は世界に広がり、日本の自由民権運動にも影響を与え、戦後の日本国憲法へとつながっています。

草案がめざす未来像では、アメリカはじめ諸外国から「価値観を共有しない国」と言われかねないことを、安倍首相・自民党は気づかないのでしょうか。

## 最後に ～ 地方自治を活かした未来をめざしましょう

地方自治体は、国とともに「公共」を担います。市場原理にゆだねては基本的人権を損なう分野を担うのが公共の役割です。自治体労働者は、公共の仕事に従事し、住民の福祉の向上ために働くことを誇りにしてきました。

しかし、草案は、これをまったく覆そうとしています。立憲主義を崩していること、国民主権を後退させていること、戦争をする国家体制をつくっていること、基本的人権保障を後退させていること、公共の分野を縮小し、市場原理、自己責任論を強化していること、そして、第8章の改定は、それらを達成するための体制を地方自治に組み入れているのが本質であり、改憲の構造です。私たちは、このような地方自治の後退を受け入れることは出来ません。

戦後民主主義の根幹を支えてきた地方自治を後退させる、草案第8章地方自治の改定について、賛否両論含めて、住民はじめ、地方自治に関わる皆さんが関心を高め、地方自治のあるべき姿について意見交換しあうことを呼びかけます。

2016年6月28日 提案版

日本国憲法改正草案	現行憲法
<p>なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>	<p>期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>
<p>第八章 地方自治</p>	<p>第八章 地方自治</p>
<p>(地方自治の本旨)</p>	
<p>第九十二条 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。 2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等)</p>	
<p>第九十三条 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。</p>	<p>[新設]</p>
<p>2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。</p>	<p>第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p>
<p>3 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(地方自治体の議会及び公務員の直接選挙)</p>	
<p>第九十四条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。</p>	<p>第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p>
<p>2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選挙する。</p>	<p>② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>
<p>(地方自治体の権能)</p>	
<p>第九十五条 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>
<p>(地方自治体の財政及び国の財政措置)</p>	
<p>第九十六条 地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的</p>	<p>[新設]</p>

日本国憲法改正草案	現行憲法
<p>な財源をもって充てることを基本とする。</p> <p>2 国は、地方自治体において、前項の自主的な財源だけでは地方自治体の行うべき役務の提供ができないときは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p> <p>3 第八十三条第二項の規定は、地方自治について準用する。</p> <p>(地方自治特別法)</p> <p>第九十七条 特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。</p> <p>第九章 緊急事態</p> <p>(緊急事態の宣言)</p> <p>第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。</p> <p>2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。</p> <p>4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この</p>	<p>第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p> <p>(新設)</p>